

三重県内水面漁場計画（素案）に対する主なご意見と県の考え方

対応区分

- ① 反映：成案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ② 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。
- ③ 参考にする：成案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの。（県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。）
- ⑤ その他（①～④に該当しないもの）

番号	該当項目	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	三重計内共第8号	三重内共第11号（計内共第8号）において、うなぎ漁業を営んでいる者がおり、漁場生産力向上のため、漁業権免許を設定していただきたい。また、国際的にうなぎ資源が減少している中、うなぎを漁業権対象種とすることで、下りうなぎの採捕制限、パトロール、資源管理を行い、持続的なうなぎ漁業に資することができる。	①	ご意見を踏まえ、公開した三重内水面漁場計画（素案）のうち、三重計内共第8号に係る部分を修正し、再度、利害関係人の意見聴取を行います。